

《基本方針 5 健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）》
 《基本目標(1) さわやかな大気環境を保全します》

【数値目標】

| No. | 項目 | 単位 | 策定時点 現況値 | 現況値 | 目標値 | 2021（令和3）年度 目標値に対する 達成状況 | 評価 | 関係課 |
|-----|-----------------------|----|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|----|-------|
| | | | 2010 （平成22） 年度 | 2019 （令和元） 年度 | 2021 （令和3） 年度 | | | |
| 22 | 大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化窒素） | % | 100 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |
| 23 | 大気汚染に係る環境基準達成率（一酸化炭素） | % | 100 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |

【施策の実施状況】

| 基本目標 | 事務・事業名 | 概要 | 令和元年度実績 | 関係課 |
|---------------------|---------------------------------------|---|---|-------|
| (1) さわやかな大気環境を保全します | 大気汚染常時監視設備整備事業 | 大気汚染常時監視に必要な測定機器の整備（更新）を計画的に行い、大気汚染状況を監視する。 | ○窒素酸化物自動測定記録計（市役所局）更新 ○二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計（市役所局、鴨池局）更新 ○微小粒子状物質自動測定記録計（鴨池局）更新 ○風向風速自動測定記録計修繕（谷山支所局） | 環境保全課 |
| | 光化学オキシダント及びPM2.5に関する県との連携による広域監視体制の強化 | 「鹿児島県光化学オキシダント緊急時措置要綱」等に基づく情報伝達に係る手順及び周知体制を確認するため、県が各市町と合同で実施する訓練に参加する。 | ○県の要綱に基づく情報伝達に係る手順及び周知体制を確認するため、県が各市町と合同で実施した訓練に参加した。 ○光化学オキシダント注意報発令に伴う対応（5/24） | 環境保全課 |
| | 大気保全対策事業 | 酸性雨の実態を調査する。 | 市役所と保健急病センターの屋上で雨水を集め、週に1回測定を行った。 | 環境保全課 |
| | 大気保全対策事業 | 工場・事業場の監視、規制、指導を行う。 | ばい煙発生施設のばい煙測定を行った。 | 環境保全課 |
| | 大気保全対策事業 | 悪臭を発生する事業者への規制、指導を行う。 | 悪臭発生事業者への立ち入り調査や臭気測定を行った。 | 環境保全課 |
| | エコドライブの推進（再掲） | エコドライブシミュレーション機器を使用して多くの市民にエコドライブを体験してもらうことで、エコドライブの普及促進を図る。 | ・エコドライブ体験コーナーの利用促進 ・JAF及び鹿児島県環境技術協会との共催によるエコドライブ講習会 【開催日】10/26（土） 【参加者数】12人 | 環境政策課 |
| | アイドリングストップ運動 | 鹿児島市環境保全条例に基づき、500㎡以上の駐車場設置者等の看板等によるアイドリングストップ周知、市民のアイドリングストップの推進を図る。 | 市民のひろば、公害防止事前協議を通じて、市民や事業者にアイドリングストップの取組を周知した。 市が所有している施設の管理者に対してアイドリングストップの周知を通知した。 | 環境保全課 |
| | アイドリングストップ等の徹底 | アイドリングストップ等を活用し、エコドライブに努めることにより、燃料費の削減を図る。 | 出庫の際にアイドリングストップ機能の使用呼びかけを行い、エコドライブに努めるよう、乗務員一人一人の意識改革に繋げる取組を行った。 | バス事業課 |

《基本方針 5 健康で安全な環境を育むまち (良好な生活環境の保全)》
 《基本目標(2) 良好な水環境を保全します》

【数値目標】

| No. | 項目 | 単位 | 策定時点 現況値 | 現況値 | 目標値 | 2021(令和3)年度 目標値に対する 達成状況 | 評価 | 関係課 |
|-----|-----------|----|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|----|-------|
| | | | 2010 (平成22) 年度 | 2019 (令和元) 年度 | 2021 (令和3) 年度 | | | |
| 24 | 水質保全目標達成率 | % | 95 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |

【施策の実施状況】

| 基本目標 | 事務・事業名 | 概要 | 令和元年度実績 | 関係課 |
|---------------------|------------------|--|--|-------|
| (2) 良好な水環境を保全します | 水質汚濁防止対策事業 | 工場・事業場の排水を調査する。 | 工場・事業場への排水規制を行い、特定事業場等への立入検査等を行った。 | 環境保全課 |
| | 水質汚濁防止対策事業 | 生活排水対策の広報啓発を行う。 | ○水環境保全啓発チラシの配布を行った。 ○小学生とその家族を対象に水環境保全に関するセミナーを実施した。 ○本庁・各支所の石けん展示コーナーでの石けん製品の常設展示を行った。 | 環境保全課 |
| | 河川汚濁事故対策 | 河川水質保全の広報・啓発に努める。 | 市ホームページ等を通じて、市民や事業者に油や塗料等の適正な使用、廃棄等の周知を行った。 | 環境保全課 |
| | 公共用水域の監視・調査 | 市内の河川水質調査を行う。 | 6河川及び市内を流れるその他の2級河川の水質調査を行った。 | 環境保全課 |
| | 地下水使用状況の調査 | 環境保全条例に基づく地下水揚水量等を把握する。 | 環境保全条例に基づく地下水揚水量報告により、本市の地下水利用の実態を把握した。 | 環境保全課 |
| | 浄化槽整備補助事業 | 公共用水域の水質汚濁防止等を図るため、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置換えを行う市民等に対して助成する。 | 合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付した。 〔設置基数〕202基 ・単独処理浄化槽から転換：84基 ・汲取り便槽から転換：117基 ・その他設置のみ：1基 | 環境保全課 |
| | 浄化槽関係管理・指導事業 | 浄化槽設置者、工事業者、維持管理業者、使用者に対する指導を行い、河川等の水質汚濁防止及び生活環境改善に寄与する。 | 浄化槽の設置（建築確認申請を伴うものを除く）、維持管理に関する業務を行った。 ・浄化槽設置届の審査・現地調査（建築確認申請を伴うものを除く） ・浄化槽工事の完了検査（建築確認申請を伴うものを除く） ・維持管理の徹底指導 ・法定検査結果に係る改善指導 | 環境保全課 |
| | 湾内への流入河川及び海域調査 | 河川及び海域の水質調査を行う。 | 6河川及び市内を流れるその他の2級河川、海水浴場の水質調査を行った。 | 環境保全課 |
| | 浄化槽設置の事前協議 | 浄化槽設置の事前協議等の審査を行う。 | 浄化槽の設置に関する業務（新築等に限る）を行った。 ・浄化槽事前協議等の審査（633件） ・浄化槽設置届の審査（17件） ・浄化槽工事の完了報告又は完了検査（671件） | 建築指導課 |
| | 水の適正利用についての指導・啓発 | 水の有効利用に対する周知 | 「水の週間」にあわせて、国・県などと連携をとりながら、ポスター掲示などにより水の有効利用に対する周知を行った。 | 政策推進課 |

《基本方針 5 健康で安全な環境を育むまち (良好な生活環境の保全)》
 《基本目標(2) 良好な水環境を保全します》

| 基本目標 | 事務・事業名 | 概要 | 令和元年度実績 | 関係課 |
|------------------|-------------------------------------|--|--|----------------------------------|
| (2) 良好な水環境を保全します | 調整池及び河川、水路の清掃・美化 | 調整池及び水路等の浚渫のほか、調整池及び河川、水路等の除草を行う。 | 調整池及び水路等の浚渫や調整池及び河川、水路等の除草を行った。 | 河川港湾課 谷山建設課 道路建設課 雨水整備室 |
| | 個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業 | 市域内の個人住宅において、雨水貯留施設等を設置する者に助成金を交付することで、雨水の流出抑制を推進し、都市型水害の軽減を図るとともに、雨水利用の促進及び地下水のかん養に寄与する。 | 個人住宅雨水貯留施設等設置の助成事業を実施した。(481件) | 河川港湾課 雨水整備室 |
| | 河川水路維持事業 | 河川水路施設(調整池、水路等)の浚渫・清掃等を行い、河川水路の環境美化を図る。 | 団地の調整池や水路等の浚渫、河川の護岸除草を実施した。 | 河川港湾課 谷山建設課 道路建設課 雨水整備室 |
| | 漁場環境の保全・汚染防止の指導 | 県の魚類養殖指導指針を順守するよう指導を行う。 | 県の魚類養殖指導指針を順守するよう指導した。 | 生産流通課 |
| | 飲食店など食品及び生活衛生関係業者の排水対策指導、広報・啓発 | 食品及び生活衛生関係法令に基づき、廃棄物及び排水を適切に処理するよう指導する。 | 食品及び生活衛生関係業者への監視指導の中で指導、広報・啓発に努めた。 〔監視件数〕8,498件 | 生活衛生課 |
| | 万之瀬川水源基金への助成 | 万之瀬川水源基金への助成 | 万之瀬川水源基金への助成(7,785千円) | 水道局 総務課 |
| | 河川汚濁の事故処理 | 河川への油流入対策 | 油流入事故が発生したため、活性炭吸着処理を行った。 | 配水管理課 |
| | 水道水源上流域の監視調査 | 水道水源上流域の監視調査 | 毎月、監視及び水質調査を実施した。 | 配水管理課 |
| | 河川上流域の事業場排水対策 | 水源上流の事業場等の水質保全についての指導及び要請 | 浄水場の取水口より上流域の工場や事業場へ河川水質保全を文書で依頼した。(112事業場) | 配水管理課 |
| | 公共下水道の計画的整備 | 快適な生活環境の確保を図るため、市街化区域内の未整備地区の計画的な整備や、他事業の進捗に合わせた計画的な整備を行う。 | 汚水管路施設の計画的な整備を行った。 | 下水道 建設課 |
| 公共下水道への接続の指導・啓発 | 公共下水道の目的を達成するため、整備済の地域において接続の勧奨を行う。 | ・毎月、職員及び水洗化普及促進員が市処理区域内の未水洗家屋に対して公共下水道への接続勧奨を行った。 〔訪問件数：5,252件〕 ・9月10日の「下水道の日」に関連して、令和元年度整備地区の吉野町・伊敷八丁目の未水洗家屋に対して接続勧奨を行った。 〔訪問件数：60件〕 ・「下水道展かごしま」において啓発を行った。 | 下水道 管路課 | |

《基本方針 5 健康で安全な環境を育むまち (良好な生活環境の保全)》

《基本目標(3) 化学物質による環境汚染を防止します》

【数値目標】

| No. | 項目 | 単位 | 策定時点 現況値 | 現況値 | 目標値 | 2021(令和3)年度 目標値に対する 達成状況 | 評価 | 関係課 |
|-----|-------------------------------|----|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|----|-------|
| | | | 2010 (平成22) 年度 | 2019 (令和元) 年度 | 2021 (令和3) 年度 | | | |
| 25 | ダイオキシン類の 環境基準達成率 (大気) | % | 100 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |
| 26 | ダイオキシン類の 環境基準達成率 (河川水質) | % | 100 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |
| 27 | ダイオキシン類の 環境基準達成率 (河川低質) | % | 100 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |
| 28 | ダイオキシン類の 環境基準達成率 (地下水質) | % | 100 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |
| 29 | ダイオキシン類の 環境基準達成率 (土壌) | % | 100 | 100 | 100 | 100% | A | 環境保全課 |

【施策の実施状況】

| 基本 目標 | 事務・事業名 | 概要 | 令和元年度実績 | 関係課 |
|------------------------------|------------------------------|--|--|------------|
| (3) 化学物質による 環境汚染を防止します | 水質汚濁防止対策 事業 | 河川の常時監視 | 環境基準点及び補助地点において、水質調査を行った。 | 環境保全課 |
| | 大気保全対策事業 | 有害大気汚染物質による汚染状況の実態を把握する。 | 一般大気汚染測定局の市役所局において、有害大気汚染物質モニタリング調査を行った。 | 環境保全課 |
| | 大気保全対策事業 | 有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので大気汚染防止法施行令で定められた施設を設置するものに対し、規制を行なうことで、大気環境の保全を推進する。 | 公害防止事前協議などで施設設置が判明した際は、設置前に指導等を行った。 | 環境保全課 |
| | 化学物質の適正な 使用・保管及び廃 棄の指導 | PRTRに関する届出受付業務 | PRTR法に基づき、対象化学物質に関する届出受付業務を行った。 | 環境保全課 |
| | 廃棄物適正処理指 導事業 | 市ホームページ等を通じて、特別管理産業廃棄物の適正処理について広報啓発を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業所に対して、保管状況等の届出を求め、適正保管及び適正処理の指導を行う。 | ○市ホームページ等で、特別管理産業廃棄物の適正処理についての広報啓発を行った。 ○PCB廃棄物保管及び処分状況等届出書 107件 ○PCB廃棄物等保管事業所等への立入調査及び指導の実施 13件 | 廃棄物 指導課 |
| | 下水道法に基づく 立入検査 | 下水道処理区域内の規制対象事業場について、排水の水質検査及び除害施設の適正な運転を指導することにより、環境への負荷を軽減する。 | 規制対象事業場に対し、水質試験を実施した。また、処理の安定していない事業場については、除害施設の適正な運転について指導・助言を行った。 | 下水処理課 |

《基本方針 5 健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）》
 《基本目標(3) 化学物質による環境汚染を防止します》

| 基本目標 | 事務・事業名 | 概要 | 令和元年度実績 | 関係課 |
|--------------------------|----------------------|--|---|-------|
| (3) 化学物質による環境汚染を防止します | 化学物質の適正な使用・保管及び廃棄の指導 | 下水道処理区域内の有害化学物質使用事業場に対して、薬品の使用状況や廃液等の処分状況を調査し、使用・保管・処分について適正に指導することにより、有害化学物質が下水道へ流出する事故を防止する。 | 有害化学物質使用事業場に対し、有害化学物質の使用状況・処分方法の聞き取りを行い、適正な使用・保管・処分方法を指導した。 | 下水処理課 |

《基本方針 5 健康で安全な環境を育むまち（良好な生活環境の保全）》
 《基本目標(4) 騒音のない環境を保全します》

【数値目標】

| No. | 項目 | 単位 | 策定時点 現況値 | 現況値 | 目標値 | 2021（令和3）年度 目標値に対する 達成状況 | 評価 | 関係課 |
|-----|------------------|----|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|----|-------|
| | | | 2010 （平成22） 年度 | 2019 （令和元） 年度 | 2021 （令和3） 年度 | | | |
| 30 | 騒音に係る環境基準達成率（昼間） | % | 100 | 92.0 | 100 | 92.0% | A | 環境保全課 |
| 31 | 騒音に係る環境基準達成率（夜間） | % | 100 | 93.5 | 100 | 93.5% | A | 環境保全課 |

【施策の実施状況】

| 基本目標 | 事務・事業名 | 概要 | 令和元年度実績 | 関係課 |
|----------------------|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------|
| (4) 騒音のない環境を保全します | 騒音振動防止対策事業 | 一般環境地域10地点において騒音調査を行う。 | 一般環境地域10地点において騒音調査を行った。 | 環境保全課 |
| | 騒音振動防止対策事業 | 騒音・振動の特定施設設置届出等提出時に騒音・振動防止について指導する。 | 騒音・振動の特定施設設置届出等提出時に騒音・振動防止について指導した。 | 環境保全課 |
| | 騒音振動防止対策事業 | 道路に面する地域において騒音調査を行う。 | 道路に面する地域において騒音調査を行った。 | 環境保全課 |
| | 騒音防止啓発 | 事業者等に騒音防止のパンフレットを配布し、騒音防止の啓発を図る。 | 事業者等に騒音防止のパンフレットを配布し、騒音防止の啓発を図った。 | 環境保全課 |
| | 舗装新設改良事業 | 舗装路の新設改良により、騒音・振動の軽減を図る。 | — | 道路建設課 谷山建設課 |